

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	三笠市（代表） 美唄市

三笠・美唄広域鳥獣被害防止計画

担当部署名 三笠市産業政策推進部農林課
所在地 三笠市幸町2番地
電話番号 01267-2-3996（タツイアルイン）
FAX番号 01267-2-2145
メールアドレス nourin@city.mikasa.hokkaido.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ・エゾシカ・ヒグマ・キツネ・カラス・マガ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	三笠市・美唄市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状(令和2年度)		
	品目	被害数値(千円)	被害面積(ha)
エゾシカ	水稻	749	6
	小麦	1,184	5.48
	大豆	2,493	17.37
	玉葱	30	6.7
	メロン	30	0.03
	南瓜	不明	0.5
	リンゴ	200	不明
	スイートコーン	60	0.21
	てん菜	50	0.06
	そば	30	0.05
アライグマ	スイカ	240	0.91
	南瓜	不明	0.5
	スイートコーン	650	0.66
	リンゴ	50	不明
	イチゴ	30	0.01
キツネ	スイートコーン	130	0.17
	アスパラ	200	0.4
カラス	スイートコーン	10	0.2
	スイカ	20	0.3
ヒグマ	そば	10	0.04
	南瓜	10	0.01
マガ	小麦	2,004	9.81

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

エゾシカは田植えや播種から収穫までの長期に渡って出没し水稻、小麦、大豆などを中心に食害が発生している。また、食害以外に、圃場に侵入し踏み倒しによる被害も発生しており、この被害による農業者の意欲減退及び農業所得の減少が懸念されている。

アライグマについては、近年捕獲数が増加していることから生息数の増加が懸念される。春から秋にかけて露地野菜やハウス野菜等に食害が拡大している。また、収穫前のスイートコーンの被害が大きい。

カラスは、上空からの侵入によりスイカ、スイートコーンに被害がでている。

ヒグマについては、農作物被害は低いが、近年は出没件数も増加しており、今後の農作物被害の増加も懸念される。また、市街地周辺にも出没が見られるため、見回り活動の強化など住民の安全確保対策が求められている。

キツネについては、収穫前のアスパラ、スイートコーンの食害が多く、住宅周辺にも出没しており、今後も農作物被害や生活環境被害が懸念される。

マガノについては、春先の小麦の若芽などの食害が多く発生しており、農業所得の減少が懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)	備考(軽減率)
エゾシカ	被害金額	4,826千円	3,378千円	30%
	被害面積	36.40ha	25.48ha	30%
アライグマ	被害金額	970千円	679千円	30%
	被害面積	2.08ha	1.46ha	30%
キツネ	被害金額	330千円	231千円	30%
	被害面積	0.57ha	0.40ha	30%
カラス	被害金額	30千円	21千円	30%
	被害面積	0.50ha	0.35ha	30%
ヒグマ	被害金額	20千円	14千円	30%
	被害面積	0.05ha	0.04ha	30%
マガノ	被害金額	2,004千円	1,403千円	30%
	被害面積	9.81ha	6.87ha	30%

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>有害鳥獣の捕獲については、猟友会等の協力を得て銃器・くくりわな・箱わな等による駆除を実施している。</p> <p>鳥獣被害防止総合対策事業により、捕獲用わなの機材購入を行っている。</p> <p>(アライグマ) 箱わなの設置。 令和元年度鳥獣被害防止総合対策事業 【三笠市】箱わな20台導入・電気止めさし2本導入 【美唄市】箱わな20台導入 令和2年度鳥獣被害防止総合対策事業 【三笠市】箱わな26台導入・電気止め刺し2本導入 令和3年度鳥獣被害防止総合対策事業 【三笠市】箱わな27台導入 (エゾシカ) 銃器による駆除・くくりわなの設置。 令和元年度鳥獣被害防止総合対策事業 【三笠市】小型無線機12台導入 【美唄市】くくりわな12基導入、電気止めさし1本導入 令和2年度鳥獣被害防止総合対策事業 【美唄市】くくりわな10基導入 令和3年度鳥獣被害防止総合対策事業 【三笠市】センサーcamera4基導入、くくりわな5基導入 (ヒグマ) 銃器による駆除・箱わなの設置 出没時は、猟友会へ委託し出没周辺のパトロールを実施。 (キツネ) 銃器による駆除・箱わなの設置 (カラス) 銃器による駆除</p>	<p>(アライグマ) 農業者を捕獲従事者として位置づけて箱わなによる捕獲を行っているが、被害の減少には至っていない。 農村地域だけでなく市街地にも広がっているため、効果的な捕獲が難しい。</p> <p>(エゾシカ) 出没通報により出動しているが、すでに姿を消している場合が殆どである。出没時間も明け方や銃器の使えない夕方頃が多い。 近年市街地等、積極的に捕獲できない地域での出没が多くなっている。</p> <p>(ヒグマ) 近年、出没件数が増加しており、箱わなによる捕獲を実施しているが、猟友会会員の高齢化、業務負担増加や銃規制等により担い手が減少している。</p> <p>(キツネ) 生息範囲が、農村地域に限られたものではなく、市街地にも広がっているため、効果的な捕獲が難しい。</p> <p>(カラス) ごみ処理施設を中心に、広範囲に生息しているため捕獲が難しい。</p>

防護柵の設置等に関する取組	<p>(エゾシカ・ヒグマ)</p> <p>鳥獣被害防止総合対策事業により電気牧柵の整備、緩衝帯の設置を行ってきた。</p> <p>令和3年度鳥獣被害防止総合対策事業【三笠市】岡山・いちきしり・大里・萱野地区における電気柵整備（マガソ）</p> <p>令和3年度鳥獣被害防止総合対策事業【美唄市】ドローンによるマガソ追い払い業務委託</p>	<p>(エゾシカ・ヒグマ)</p> <p>費用をかけて柵を設置しても柵の切れ間からの侵入、線下をくぐる・飛び越える等の現状も聞いている。</p> <p>美唄市では、水田面積が広く、防護柵の設置については、経済的観点から急激に広げることは難しい。（マガソ）</p> <p>【美唄市】春季の飛来数が8万羽程度あり、小麦の食害が深刻である。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>(エゾシカ・ヒグマ)</p> <p>緩衝帯機能維持のため、状況に応じて、草刈りなどの実施。</p>	<p>(エゾシカ・ヒグマ)</p> <p>緩衝帯の整備については、基本的に市職員が草刈り等を行っており、定期的な管理は難しい。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

調査事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生鳥獣による農業被害の発生状況等を把握するため、全市対象調査の実施。 ・ 関係団体等の協力を得て、エゾシカ被害防除のパトロールを兼ねたライトセンサスの実施。 ・ センサーダブルによる野生鳥獣の生息調査の実施。
研修事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害農家が捕獲従事者となり捕獲できるよう、外来生物法に基づくアライグマ捕獲に係る研修会開催。 ・ わな猟等による狩猟免許の捕獲担い手の育成。 ・ くくりわな講習会の開催。
被害防止対策事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ エゾシカによる農作物被害を軽減するため、侵入防止柵の設置。 ・ 銃、くくりわな、箱わな等を利用した的確な捕獲の実施。

生息環境管理の強化（農地をエサ場にしない取組み、農道・法面、畦畔の草刈、山林と農地の間の草刈）

- マガソによる農作物被害を軽減するため、追払い活動の実施。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

①エゾシカ（銃器・くくりわなでの捕獲）

北海道猟友会各支部への委託により捕獲を行うほか、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者が所持する銃器（ライフル銃含む）での捕獲を実施する。

②ヒグマ（銃器・箱わなでの捕獲）

北海道猟友会各支部への委託や被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者の活動により、箱わなの設置や銃器（ライフル銃含む）による捕獲を実施する。

③アライグマ（箱わなでの捕獲）

捕獲従事者（農業者等）が箱わなにより捕獲を行うほか、北海道猟友会各支部への委託や被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者の活動により、箱わなを設置、捕獲鳥獣の回収、処分を行う。

④キツネ（銃器・箱わなでの捕獲）

北海道猟友会各支部への委託や被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者の活動により、箱わな設置や銃器による捕獲を実施する。

⑤カラス（銃器での捕獲）

北海道猟友会各支部に委託し、銃器による捕獲を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	アライグマ エゾシカ ヒグマ カラス キツネ	わなによる捕獲を充実させるため機材購入 エゾシカ一斉捕獲

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
(エゾシカ) 生息数は不明であるが、当地区が含まれる北海道西部地区のエゾシカ個体数指標は依然高く、農作物被害が多発していることからこれまでの捕獲計画頭数を維持し、さらなる駆除数の増加を図る。 三笠市300頭、美唄市1,000頭、計1,300頭を目標とする。
(アライグマ) 出没件数は減少していないため、近年の捕獲実績を基に設定する。 三笠市170頭、美唄市290頭、計460頭を目標とする。
(ヒグマ) 出没の状況に応じ、危険性が高い個体は銃器(ライフル銃含む)及び箱わなによる捕獲を行う。 三笠市出没個体に応じ決定、美唄市10頭
(キツネ) 近年の捕獲、駆除頭数に基に設定する。 三笠市0頭、美唄市50頭、計50頭とする。
(カラス) パトロールの強化及び捕獲手法を検討し、近年の捕獲実績を基に設定する。目標を250羽とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	1,300	1,300	1,300
アライグマ	460	460	460
ヒグマ	10	10	10
キツネ	50	50	50
カラス	250	250	250

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
(エゾシカ)	捕獲許可に基づき銃器、くくりわなによる捕獲を行い、10月から3月にかけて一斉捕獲も実施する。
(アライグマ)	アライグマ・アメリカミンク防除実施計画により行う。
(ヒグマ)	捕獲許可に基づき銃器、箱わなによる捕獲を行う。
(キツネ)	捕獲許可に基づき銃器、箱わなによる捕獲を行う。
(カラス)	被害状況に応じて、追い払い活動または銃器による捕獲を行う。
・ わな等の捕獲手段	原則として、鳥獣及び狩猟の適正化に関する法律第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び同法第35条に規定する危険猟法以外の方法で行う。
・ 捕獲の実施予定期間	: 通年(ただし、アライグマ以外は捕獲許可の期間中の実施とする。)
・ 捕獲予定場所	市内一円(原則として、道指定鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域は捕獲区域に含めない。)

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定期間、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

エゾシカ、ヒグマなどの大型獣類を遠方から確実に命中させる精度が必要なことから、北海道猟友会三笠支部、美唄市鳥獣被害対策実施隊員が所持するライフル銃の捕獲実施。エゾシカについては通年、ヒグマについては、春先から冬眠時期まで捕獲許可を受け三笠、美唄地区において捕獲実施予定。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ ヒグマ	電気柵 L=10.0km H=2.0m(4段)	被害状況を踏まえ対応する。	被害状況を踏まえ対応する。

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ ヒグマ	下草刈り管理 追払い、くくりわなによる捕獲	下草刈り管理 追払い、くくりわなによる捕獲	下草刈り管理 追払い、くくりわなによる捕獲

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	エゾシカ ヒグマ	緩衝帯機能維持のため、状況に応じて、草刈りなどの実施
令和5年度	エゾシカ ヒグマ	緩衝帯機能維持のため、状況に応じて、草刈りなどの実施
令和6年度	エゾシカ ヒグマ	緩衝帯機能維持のため、状況に応じて、草刈りなどの実施

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
三笠市農林課	関係機関連絡調整
岩見沢警察署	住民の安全確保
三笠市鳥獣被害対策実施隊	追い払い・駆除の実施
北海道猟友会三笠支部	追い払い・駆除の実施
三笠市教育委員会	通園、通学時の安全確保
空知総合振興局環境生活課	鳥獣対策の窓口（捕獲許可）
美唄市農政課	関係機関連絡調整
美唄警察署	住民の安全確保
美唄市鳥獣被害対策実施隊	追い払い・駆除の実施
北海道猟友会美唄支部	追い払い・駆除の実施
美唄市教育委員会	通園、通学時の安全確保

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

【三笠市】別紙1のとおり
【美唄市】別紙2のとおり

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣の処理は、各市最終処分場で埋設処理、又は持ち帰りが困難な場合は、捕獲現場での埋設等の方法で処理している。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	エゾシカ肉の食品利用を行う。
ペットフード	受入の状態、食品以外の部位について、同等の品質を保ちながらペットフードとして利用する。
皮革	皮革の加工利用の加工者育成や利用研究を進める。
その他 (油脂、骨製品、角 製品、動物園等で のと体給餌、学術 研究等)	その他部位、油脂、骨、角等について、食品以外への加工利 用の研究を進めるとともに、学術等利用の依頼があれば部位 の提供を行う。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

処理加工施設の整備は、年間処理計画目標（令和6年度）を1,000頭として、民設民営により施設の運営を行う。

情報管理システムを導入し、受入から製品販売まで食品として安全性を確保する。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての
安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工施設では専業者の雇用で処理加工者の資質向上を高めるほか、地域おこし協力隊業務の一つとして、実施隊のサポート等で捕獲技術の向上と捕獲方法の研究を進め、農業者への普及を図る。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	三笠・美唄広域有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
三笠市、美唄市	協議会の運営、関係機関との連絡調整、被害防止対策
北海道獣友会三笠支部	有害鳥獣の捕獲に関すること
北海道獣友会美唄支部	鳥獣捕獲員の統括、駆除の実施(銃獣、わな獣)
三笠市農業委員会	巡回パトロール
美唄市農業協同組合	巡回パトロール、農業者被害情報収集・提供
峰延農業協同組合	巡回パトロール、農業者被害情報収集・提供
いわみざわ農業協同組合	巡回パトロール、農業者被害情報収集・提供
北海道中央農業共済組合 空知中央支所	農業者被害情報収集、情報提供
空知農業改良普及センター	農作物被害対策アドバイス
三笠市農業団体協議会	地域での被害状況把握、担い手確保
そらち森林組合	森林被害情報収集・提供
網わなの会	有害鳥獣の捕獲に関すること
岩見沢警察署	交通事故対応、ヒグマ出没時警備
株式会社 Mt	処理加工施設の運営、ジビエ利用等

【三笠部会】

構成機関の名称	役割
三笠市	協議会の運営、関係機関との連絡調整、被害防止対策
北海道獣友会三笠支部	有害鳥獣の捕獲に関すること
三笠市農業委員会	巡回パトロール
いわみざわ農業協同組合	巡回パトロール、農業者被害情報収集・提供
北海道中央農業共済組合 空知中央支所	農業者被害情報収集、情報提供
空知農業改良普及センター	農作物被害対策アドバイス
三笠市農業団体協議会	地域での被害状況把握、担い手確保
網わなの会	有害鳥獣の捕獲に関すること
岩見沢警察署	交通事故対応、ヒグマ出没時警備

【美唄部会】

構成機関の名称	役割
美唄市	協議会の運営、関係機関との連絡調整、被害防止対策
北海道獣友会美唄支部	鳥獣捕獲員の統括、駆除の実施(銃獣、わな獣)
美唄市農業協同組合	巡回パトロール、農業者被害情報収集・提供
峰延農業協同組合	巡回パトロール、農業者被害情報収集・提供

いわみざわ農業協同組合	巡回パトロール、農業者被害情報収集・提供
空知農業改良普及センター	農作物被害対策アドバイス
そらち森林組合	森林被害情報収集・提供
株式会社 Mt	処理加工施設の運営、ジビエ利用等

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道空知総合振興局 農務課	鳥獣被害防止計画の協議・指導、情報提供、被害状況取りまとめ
北海道空知総合振興局 環境生活課	鳥獣対策の窓口(捕獲許可等)、被害状況取りまとめ
北海道空知総合振興局 林務課	森林被害に関する情報提供
北海道森林管理局 空知森林管理署	有害鳥獣捕獲時の入林許可、国有林内の被害調査
北海道空知総合振興局 森林室	有害鳥獣捕獲時の入林許可、道有林内の被害調査
美唄警察署	交通事故対応、ヒグマ出没時の警備・報道対応
水土里ネットほっかい	農作物被害情報の収集・提供、対策アドバイス

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年度に設置
三笠市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣の捕獲、被害防止等の普及啓発等市内の被害対策についての取組みを行う。 ・ 実施隊員は、猟友会三笠支部19名と農林課職員5名により構成。
美唄市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣の捕獲、防護柵の設置など、関係機関と連携を図り効果的な捕獲に取組み、鳥獣被害防止対策を行う。 ・ 実施隊員は、猟友会美唄支部28名と農政課職員4名により構成。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

銃器を使用して有害鳥獣を捕獲するに当たっては、狩猟に関する関係法令の遵守と安全確認を徹底することとし、事故の防止に努めるものとする。

マガンについては、追払いのみとし、捕獲は行わない。

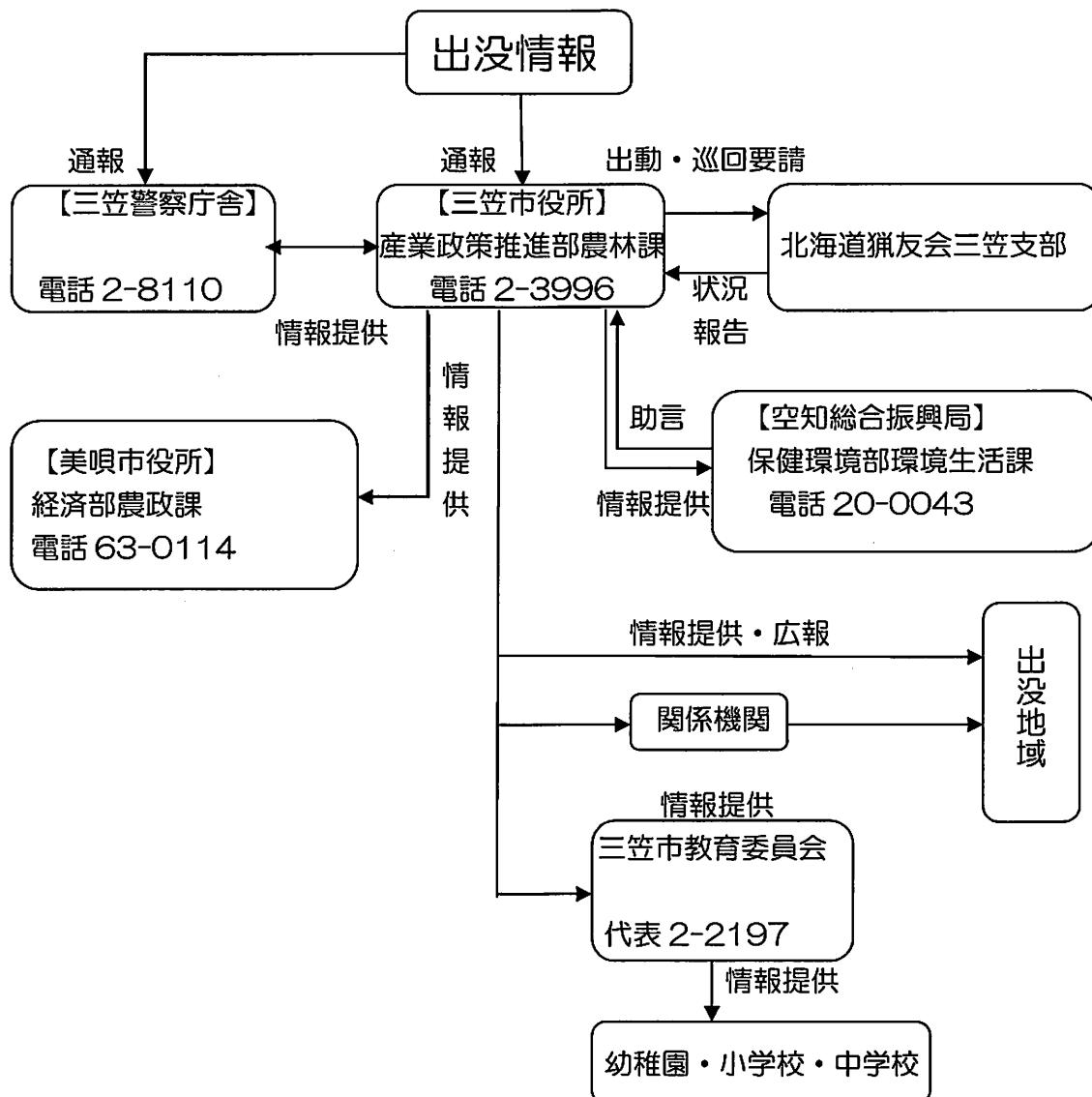
- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ICTを活用した効率的な鳥獣被害防止対策を図る。
- ・処理加工施設においてICT管理システム等を導入することにより、受入から食品流通までICT利用による一括管理とする。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

三笠市の連絡体制図



美唄市緊急時の連絡体制図

